

国立大学法人東京医科歯科大学南行徳国際交流会館規則

〔平成24年2月20日〕
規則第23号

（設置）

第1条 教育・研究に関する国際交流事業の推進に資することを目的として、本学に南行徳国際交流会館（以下「会館」という。）を置く。

（宿舎の名称等）

第2条 宿舎の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

（施設）

第3条 会館に、第1条の目的を達成するため、外国人留学生等（以下「留学生等」という。）を居住させるための居室、共用施設及びその他の必要な設備等を設ける。

（会館の維持及び管理）

第4条 会館の維持管理は、館長が行うこととし、館長には学長の委任を受けて、学長が指名する理事又は副理事を充てる。

（運営委員会）

第5条 会議の運営に関する重要事項は、グローバル化推進委員会（以下、「委員会」という。）で審議する。ただし、入居希望者の選考に関しては、委員会が別に定める。

（入居資格）

第6条 会館に入居できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- （1）留学生
- （2）その他館長が適当と認めた者

（入居）

第7条 会館に入居を希望する者は、入居申請書を館長に提出し、選考に基づき許可を得なければならない。

2 前項の許可を得た者（以下「入居者」という。）は、所定の手続きを行い、所定の期日までに入居しなければならない。

（居住期間）

第8条 会館に居住できる期間（以下「居住期間」という。）は、原則として、2年以内とする。

2 前項の定めにかかわらず、館長が特別の理由があると認めたときは、居住期間を延長すること

ができる。

(使用料等)

第9条 会館の使用料は、別に定める。

- 2 入居者は、使用料を毎月館長の指定する期日までに、本学に払い込まなければならない。
- 3 入居又は退去の日が、月の中途である場合であっても、当該入居又は退去の日の属する月の使用料は1か月分納付しなければならない。

ただし、第6条第1項第2号に該当する者については、入居又は退去の日が、月の中途である場合における当該入居又は退去の日の属する月の使用料は、日割りにより計算した額とすることが出来る。

- 4 既納の使用料は返還しない。
- 5 入居者が個人の生活に必要とする光熱水料等の経費は、入居者の負担とする。

(施設等の保全)

第10条 入居者は、会館の施設、設備、備品等の保全並びに秩序の維持、又火災その他の災害の防止及び保健衛生に留意し、常に良好な状態の保持に努めるとともに、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 居室の全部又は一部を他人に貸与しないこと
- (2) 居室を居住以外の目的に使用しないこと
- (3) 居室に当該居室入居者以外の者を宿泊させないこと
- (4) 会館の構内を自動車の保管場所としないこと

(損害賠償)

第11条 入居者は、故意又は重大な過失により会館の施設、設備又は備品等を滅失又は損傷したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

(入居許可の取消等)

第12条 館長は、入居者が次の各号の一に該当するときは、入居の許可を取消し又は退去を命ずる。

- (1) 第7条第2項に定める所定の期日までに入居しないとき
 - (2) 第9条に定める寄宿料又及び光熱水料等の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しないとき
 - (3) 第10条の定めに違反し、館長の指示に従わないとき
 - (4) 前条に定める損害賠償を履行しないとき
 - (5) 会館の管理運営に重大な支障を与えたとき又はそのおそれがあると認められるとき
- 2 前項の定めにより、入居の許可を取消され又は退去を命ぜられた場合の入居者の被る損失については、本学はその責を負わない。

(退去)

第13条 入居者は、次の各号の一に該当するときは、速やかに会館を退去しなければならない。

- (1) 入居資格を失ったとき
- (2) 第8条に定める居住期間が満了したとき
- (3) 前条第1項第2号から第5号までの定めに該当したとき

(退去手続)

第14条 入居者は、会館を退去しようとするときは、退去届を館長に提出しなければならない。ただし、入居許可を取消されたとき又は退去を命ぜられたときは、この限りではない。

(事務)

第15条 会館の管理運営に関する事務は、関係部局の協力を得て統合国際機構国際交流課において処理する。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、会館の利用等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年2月20日から施行する。

附 則（平成24年10月26日規則第97号）

この規則は、平成24年10月26日から施行する。

附 則（平成25年4月18日規則第61号）

この規則は、平成25年4月18日から施行する。

附 則（平成26年5月21日規則第39号）

この規則は、平成26年5月21日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成28年7月1日規則第111号）

この規則は、平成28年7月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（令和2年11月1日規則第 号）

この規則は、令和2年11月11日から施行し、令和2年11月1日から適用する。

附 則（令和3年5月25日規則第72号）

この規則は、令和3年5月25日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
パークテラス新井	千葉県市川市 新井2-10-14